

## 豊橋市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市子ども・子育て支援法施行条例(平成26年条例第39号。以下「条例」という。)第6条第6項の規定に基づき豊橋市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第6条第2項に規定するその他市長が必要と認める事務は、次のとおりとする。

- (1) 豊橋市次世代育成支援行動計画の推進に関すること。
- (2) その他子ども・子育て支援対策の推進に関すること。

(構成)

第3条 子ども・子育て会議の委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 4 会長は、子ども・子育て会議を代表し会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 会議の事務局は、会議の審議内容に応じ、こども未来部こども未来政策課、同部こども家庭課又は同部保育課が務めるものとする。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども未来政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。  
(豊橋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の廃止)

2 豊橋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱（平成22年5月11日施行）は、  
廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

子ども・子育て会議構成員

豊橋市小中学校PTA連絡協議会の代表
豊橋保育協会母の会連合会の代表
豊橋市幼稚園協会PTA連合会の代表
豊橋障害者（児）団体連合協議会の代表
豊橋市議会議員の代表
豊橋市社会福祉協議会の代表
豊橋市民生委員児童委員協議会主任児童委員の代表
豊橋保育協会会長の代表
豊橋民間保育連盟の代表
豊橋私立保育園連盟の代表
豊橋市幼稚園協会の代表
愛知大学の代表
豊橋創造大学の代表
愛知学童保育連絡協議会の代表
愛知県東三河福祉相談センターの代表
豊橋市母子福祉会の代表
豊橋市立小中学校校長会の代表
豊橋女性団体連絡会の代表
豊橋市青少年施設利用者委員会の代表
豊橋子育てネットゆずり葉の代表
NPOまんまの代表
ファミリーサポートセンターの代表
豊橋市子育て応援企業の代表
連合愛知豊橋地域協議会の代表